

書面の請求書 不審なら確認を

「1カ月前に、クレジット
トカード会社から身に覚え
のない請求書が届き、放置
していたら、再度届いた。
カードで買った物はしていな
いし、カード会社名にも心
当たりはない。無視してよ
いか」という相談が寄せら
れました。

カード会社に問い合わせ
たところ、相談者は7年前
にクレジットカードを作り、1年前にそのカードで
携帯電話を購入したことが
わかりました。

携帯電話は1カ月後に解
約し、手続きは全て終了し

消費生活相談

不審に
思ったら
すぐ相談を



ていたと相談者は思い込んで
いましたが、電話機本体
の24回の割賦が残ってい
て、銀行口座から引き落と
しができなかったようです。

相談者がカード会社に心
当たりがなかったのは、カ
ード作成時の社名が合併で
変更されていたためでした。
相談者は請求額に納得し、

支払うことになりました。

消費生活センターには、
アタルトサイト登録料の不
当請求や身に覚えのない架
空請求メールなどの相談が
多く寄せられています。そ
の場合には連絡や支払いを
せず、様子を見るようにア
ドバイスしています。

しかし、今回の相談のよ
うに、請求が書面で行われ
た場合には、放置せずに請
求根拠を確認する必要があります。
ります。

不審に思った場合には、
消費生活センターにご連絡
ください。

【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局
0077